

高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の個性を活かす市民参画都市高砂をめざし、市民の豊かな発想による魅力的なまちづくりを推進するとともに、市民活動のさらなる活性化と地域力の向上を目的として、市民が主体的、自発的に行う公益活動及びその公益活動を行う団体の設立に係る初期活動に対し補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、別表第1の地域活性化事業を実施する団体にあつては次に掲げる要件の全てを満たす団体又はこれに準ずる市民活動団体であるものとし、別表第1の団体設立支援事業を実施する団体にあつては次の第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる要件の全てを満たす団体又はこれに準ずる市民活動団体であるものとする。

- (1) 3人以上で構成され、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学しており、団体の事務所の所在地又は活動拠点が市内にあること。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動のうち次に掲げる活動を行う団体であること。
 - ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - イ 社会教育の推進を図る活動
 - ウ まちづくりの推進を図る活動
 - エ 観光の振興を図る活動
 - オ 農山漁村の振興を図る活動
 - カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - キ 環境の保全を図る活動
 - ク 災害救援活動
 - ケ 地域安全活動
 - コ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - サ 国際協力の活動
 - シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ス 子どもの健全育成を図る活動
 - セ 情報化社会の発展を図る活動
 - ソ 科学技術の振興を図る活動
 - タ 経済活動の活性化を図る活動
 - チ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ツ 消費者の保護を図る活動
 - テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (3) 定款、規約又は会則を持ち、広く市民に開かれた団体であること。
- (4) 非営利の活動（利益の分配を目的としないものをいい、団体運営の継続に必要な資金を生

み出す活動を含む事業を含む。)を行う団体であること。

(5) 不特定かつ多数のものの利益を増進する活動を行う団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

(1) 別表第1に掲げる全ての事業について、限度回数まで補助金の交付を受けた団体

(2) 当該補助金を受けている団体又は当該補助金の申請を予定している団体の構成員が、既に前項に規定する各事業について当該補助金を受けた団体の構成員と3分の1以上重複する団体

(3) 宗教上の教義を広め、儀式等を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体

(4) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的とする団体

(5) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(6) 公共の福祉に反するような活動を行う団体

(7) 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象団体が行う次に掲げる事業とする。

(1) 営利を目的としない市民の自主的かつ主体的な社会参加活動で、公益性が高く、市民生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした事業

(2) 幅広く市民が参加でき、市全域に新たな活気とうるおいの創出が期待できる独創性のある事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付対象事業としない。

(1) 国又は地方公共団体（外郭団体を含む。）から助成を受けている事業

(2) 市が実施する事業と実質的に同一事業とみなされる事業

(3) 宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業

(4) 団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業

(5) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(6) 公序良俗に反する事業

(交付対象経費)

第4条 市長は、予算の範囲内において、交付対象事業を実施する団体に対し、当該交付対象事業の実施に係る経費の一部を補助金として交付する。ただし、次に掲げる経費は、この限りでない。

(1) 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持費

(2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用

(3) 食糧費（外部講師等の昼食代等を除く。）

(4) 備品購入費

(5) その他市長が不適当と認める経費

(補助金の区分等)

第5条 補助金の区分、補助金の額、交付対象事業の単位及び限度並びに申請の条件は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付対象事業の公募)

第6条 市長は、交付対象事業を、期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、交付対象事業の募集に当たり、選定の基準等を記載した募集要項を別に定め、事前に公表するものとする。

(企画提案書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」企画提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、前条第2項の募集要項で指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(事業概要、位置図、見取図、設計図、設計書等)

(2) 収支予算書

(3) 団体概要書(直近の決算書類、規約又は会則、会員名簿等を含む。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付対象事業の選定及び通知)

第8条 市長は、前条の書類の提出を受けた事業について、別表第2の選定の基準に基づき審査を行い、交付対象事業を選定するものとする。

2 市長は、別表第1に掲げる地域活性化事業に係る前項の選定を行う場合には、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」提案事業評価委員会の評価を受けなければならない。

3 市長は、第1項の審査を行ったときは、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付対象事業選定結果通知書(様式第2号)により、速やかに、応募した団体に通知するものとする。この場合において、交付対象事業としないことに選定したときは、その理由を付さなければならない。

(交付申請)

第9条 前条第3項の規定により、交付対象事業の選定の通知を受けた団体(以下「交付対象団体」という。))が、補助金の交付の申請をしようとするときは、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付申請書(様式第3号)に第7条各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書)

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付決定通知書(様式第4号)により交付対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に当たり、これに必要な条件を付することができる。

(変更の申請)

第11条 交付対象団体は、交付対象事業の選定を受けた事項等を変更しようとするときは、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付変更申請書(様式第5号)に第7条各号に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第12条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更

を行い、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）により交付対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定の変更に当たり、これに必要な条件を付することができる。
（実績報告書）

第13条 交付対象団体は、交付対象事業が完了したときは、速やかに、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金実績報告書（様式第 7 号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。
（確定通知書）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに、補助金の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を確定し、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付対象団体に通知するものとする。
（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。ただし、市長が必要であると認めるときは、確定前に概算払又は内払をすることができる。

2 交付対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市民提案型地域協働推進事業「夢の代」補助金請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。
（是正のための措置）

第16条 市長は、第13条の規定による実績報告書の提出があった場合は、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象団体に対してこれらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付対象団体が次の各号の一に該当するときは、当該交付対象団体に対する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分につき既に補助金を交付しているときは、期限を指定してその返還を命ずるものとする。
（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１月６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年５月６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年９月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１６日から施行する。

別表第１（第２条、第５条関係）

補助金の区分	補助金の額	交付対象事業の単位及び限度	申請の条件
地域活性化事業	総事業経費から第４条ただし書に該当する経費を減じた額の75%とする。 ただし、限度額を50万円とする。	補助金は、単年度単位の交付対象事業に対して交付するものとし、同一の交付対象事業（高砂市未来戦略推進活動支援補助金の交付対象事業も含む。）に対する補助金の交付回数は、3回を限度とする。	(1) 団体の構成員が5人以上であること。 (2) 他団体等との協働事業であること。
団体設立支援事業	総事業経費から第４条ただし書に該当する経費を減じた額の100%とする。 ただし、限度額を5万円とする。	補助金は、高砂市未来戦略推進活動支援補助金の交付実績も含め、1団体につき1回まで交付するものとする。	(1) 団体の構成員が3人以上であること。

別表第２（第８条関係）

基準項目		基準
1	公益性	・ 地域の課題解決など、還元される内容であるか ・ 住民の共感が得られ、住民参加型であるか
2	独創性	・ 団体や地域の特性を活かした内容であるか ・ 協働事業としての先進性、モデル性があるか
3	協働の有効性	・ 協働事業による効果的な住民サービスに期待できるか ・ 協働相手との役割分担が明確で相乗効果にも期待できるか
4	実現性・実効性	・ 事業目的や計画が明確で実現性の高い事業規模であるか ・ 具体的な効果や成果が期待できる組織力と熱意があるか
5	発展性・継続性	・ 事業定着と発展性、継続性が期待できるか ・ 地域活動の活性化と自治力の向上が見込まれるか